

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36

2 民間給与関係

	平成30年職種別民間給与実態調査の概要	参考-37
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-38
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-39
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-40
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-47
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-55
第19表	民間における定期昇給制度の状況	参考-55
第20表	民間における家族手当の支給状況	参考-56
第21表	民間における住宅手当の支給状況	参考-56
第22表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-57
第23表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-57

3 生計費関係

	平成30年4月の標準生計費算定方法	参考-58
第24表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-59

4 労働経済関係

第25表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成30年・29年職員給与実態調査)

区分 給料表	適用人員等								
	平成30年4月 (A)			平成29年4月 (B)			増減 (A) - (B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	9,283	41.8	19.7	9,243	41.9	19.8	40	△0.1	△0.1
公安職給料表	13,306	38.4	17.0	13,236	38.4	17.0	70	0.0	0.0
教育職給料表(一)	10,073	42.7	20.0	10,117	42.9	20.3	△44	△0.2	△0.3
教育職給料表(二)	21,787	40.3	17.6	21,923	40.6	17.9	△136	△0.3	△0.3
教育職給料表(三)	50	46.9	23.7	51	46.9	23.9	△1	0.0	△0.2
研究職給料表	472	43.3	20.0	472	43.2	20.1	0	0.1	△0.1
医療職給料表(一)	57	51.8	26.5	53	52.1	26.8	4	△0.3	△0.3
医療職給料表(二)	326	41.9	18.7	336	42.6	19.5	△10	△0.7	△0.8
医療職給料表(三)	363	41.3	18.1	345	42.4	19.4	18	△1.1	△1.3
福祉職給料表	117	41.5	19.6	113	40.4	18.6	4	1.1	1.0
特定任期付職員給料表	2	54.4	2.2	2	64.6	3.7	0	△10.2	△1.5
全給料表	55,836	40.6	18.3	55,891	40.8	18.5	△55	△0.2	△0.2

(注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。

2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)

3 △印は、減少を示す。

備考 上記の給料表のほかに、指定職給料表、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。)及び第二号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成30年職員給与実態調査)

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	74.2	6.7	7.1	18.6	0.1	68.0	32.0
公安職給料表	58.0	0.2	4.4	37.6	0.0	91.1	8.9
教育職給料表(一)	95.2	11.5	3.3	1.5	—	60.0	40.0
教育職給料表(二)	96.3	5.4	3.7	—	—	48.6	51.4
教育職給料表(三)	12.0	—	82.0	6.0	—	10.0	90.0
研究職給料表	98.7	45.1	0.4	0.8	—	79.7	20.3
医療職給料表(一)	100.0	14.0	—	—	—	77.2	22.8
医療職給料表(二)	87.4	10.4	10.4	2.1	—	47.9	52.1
医療職給料表(三)	34.2	—	50.1	15.7	—	10.2	89.8
福祉職給料表	57.3	3.4	39.3	3.4	—	40.2	59.8
特定任期付職員給料表	100.0	50.0	—	—	—	100.0	—
全給料表	82.7	5.8	4.8	12.5	0.0	64.0	36.0
昨年の状況	82.5	5.7	5.0	12.5	0.0	64.2	35.8

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

(平成30年職員給与実態調査)

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		327,160	8,841	36,373	15,002 (15,477)	387,376 (387,851)
公安職給料表		327,183	13,138	35,905	7,289 (7,363)	383,515 (383,589)
教育職給料表(一)		373,971	8,529	40,583	16,275 (16,475)	439,358 (439,558)
教育職給料表(二)		353,563	7,003	38,539	17,150 (17,484)	416,255 (416,589)
教育職給料表(三)		392,744	11,258	43,019	10,709 (10,994)	457,730 (458,015)
研究職給料表		355,145	10,239	39,997	23,198 (23,975)	428,579 (429,356)
医療職給料表(一)		546,928	10,589	99,336	203,188 (206,355)	860,041 (863,208)
医療職給料表(二)		328,358	6,117	36,077	15,997 (16,453)	386,549 (387,005)
医療職給料表(三)		335,646	5,790	36,127	9,256 (9,388)	386,819 (386,951)
福祉職給料表		340,353	5,602	36,663	12,284 (12,445)	394,902 (395,063)
特定任期付職員給料表		660,500	—	69,353	—	729,853
全給料表	平成30年4月(A)	346,534	9,064	37,965	14,451 (14,728)	408,014 (408,291)
	平成29年4月(B)	348,818	9,196	36,399	14,229 (14,502)	408,642 (408,915)
	(A) / (B) × 100	99.3	98.6	104.3	101.6 [101.6]	99.8 [99.8]

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。また、平成29年の給料には、平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。
 4 ()内は、特例条例による減額前の額であり、[]内は、平成30年4月における当該額の平成29年4月における額に対する比率である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

(平成30年職員給与実態調査)

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	11	56.3	539,909	10,909	72,462	135,063 (142,028)	758,343 (765,308)
9級	14	58.4	507,736	10,421	72,482	125,713 (132,228)	716,352 (722,867)
8級	116	57.6	466,750	8,983	62,300	110,219 (115,876)	648,252 (653,909)
7級	702	55.7	440,581	13,255	56,529	81,859 (86,017)	592,224 (596,382)
6級	1,471	52.7	407,263	15,035	45,218	10,475 (10,866)	477,991 (478,382)
5級	874	49.8	389,159	14,678	42,707	5,534 (5,638)	452,078 (452,182)
4級	2,068	46.4	366,429	11,515	39,797	4,446	422,187
3級	1,245	38.0	294,169	7,143	31,723	8,243	341,278
2級	1,515	29.8	231,263	2,312	24,626	12,040	270,241
1級	1,267	24.6	194,917	242	20,507	6,166	221,832
全級	9,283	41.8	327,160	8,841	36,373	15,002 (15,477)	387,376 (387,851)

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当、へき地手当等である。
 4 ()内は、特例条例による減額前の額である。

第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成30年職員給与実態調査)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										3
5										1
6										5
7										
8			6							
9	9		3				1			
10			2							1
11										
12			2							
13	8	141	6							1
14	1	70	3							
15		51	3							
16	3	41	4							
17	15	110	7						2	
18	1	69	4						5	
19	4	61	8						3	
20	2	28	3	1					1	
21	20	91	27	1					3	
22	1	89	42	1						
23	1	53	46	5						
24	3	40	50	3						
25	41	87	43	7						
26	7	75	45	6				1		
27	8	44	46	10						
28	4	39	33	7						
29	203	50	40	17						
30	22	51	37	12						
31	17	52	44	10						
32	8	47	34	8				1		
33	221	31	41	12				4		
34	26	59	26	9			3	21		
35	14	48	25	11			10	10		
36	15	50	13	12			16	10		
37	199	18	31	10			24	22		
38	62	5	26	12			47	7		
39	29	1	12	10			32	5		
40	19	1	16	9			44	18		
41	148	1	21	12			35	3		
42	71	1	19	12			51	5		
43	45	2	14	24			33	5		
44	32	2	20	11			33	2		
45	6		32	19			30			
46	2		21	12	1		26	1		
47		2	14	15	2	1	22			
48		1	9	10			19			
49			13	23		1	15			
50			13	24		1	14			
51			11	23		4	15			
52			6	18		12	7			
53			10	26	2	23	11	1		
54			20	29	6	66	9			
55			8	34	7	78	11			
56			9	26	9	72	12			
57			15	49	9	45	12			
58			8	50	12	55	7			
59			11	50	7	77	14			
60			5	52	14	78	14			
61		1	13	48	9	46	13			
62			6	48	15	39	11			
63			9	52	13	66	21			
64			8	47	19	52	19			
65			6	50	15	39	71			
66			4	50	14	29				
67			7	40	16	45				
68		1	6	52	22	44				
69			10	38	21	31				
70			4	48	27	38				
71			5	47	39	32				
72			7	53	49	16				
73			1	46	68	23				
74			4	55	65	28				
75			4	33	43	20				
76			3	58	29	20				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			7	58	37	8				
78			3	50	33	16				
79		1	4	57	39	11				
80			4	46	38	12				
81			7	43	21	14				
82			4	48	47	16				
83			3	46	18	12				
84			4	19	10	12				
85			2	29	8	289				
86			4	26	7					
87			5	16	11					
88			9	13	6					
89			7	17	4					
90			1	9	4					
91			4	10	2					
92			5	11	6					
93			2	4	50					
94			1	4						
95			2	2						
96			3	6						
97			3	97						
98		1	1							
99			3							
100			6							
101			2							
102			5							
103			3							
104			1							
105			2							
106			4							
107			2							
108			1							
109			3							
110			1							
111			3							
112			1							
113			19							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	1,267	1,515	1,245	2,068	874	1,471	702	116	14	11

適用職員数	9,283 人
-------	---------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。
以下第5表の各表について同じ。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2								1	
3									
4									
5					1				
6									
7	114								
8									
9	24								2
10									
11	125		2						
12	2		3						
13	42								
14	3		1						
15	2	227							
16	8	5	2						
17	142	13		1					
18	7	2		1					
19	19	222	2						
20	4	9	5		1				
21	98	55							
22	4	26	2	1					
23	46	24	1	1					
24	3	197	1	5					
25	85	34	8	2					
26	7	27	4	1					
27	39	44	14	2	2				
28	8	181	8	3					
29	2	60	2	4		1			
30		72	8	3	1				
31		28	28	6	1	2			
32		176	6	4	1				
33		37	16	8	2	1			
34		56	11	2	2				
35		33	60	37	2				2
36		145	63	42	3	2			1
37		51	89	56	3				6
38		49	77	59	2	1			4
39		40	71	50	2				7
40		109	73	51	3	1			1
41		58	101	56	1	1			6
42		79	75	60	1	1			4
43		48	64	71	1	1		1	5
44		142	65	72	7	5			2
45		102	69	65	4	1	1		2
46		71	82	69	5	2			2
47		38	75	58	10	4			5
48		16	75	70	7	4	1		1
49		10	83	47	5	2		9	2
50		4	81	62	6		1	1	3
51		1	56	78	13	5	1	19	
52		7	53	58	13	3	1	2	
53		2	47	95	10	5	1	11	1
54		1	50	84	14	5	5	10	2
55		3	47	81	11	6	4	10	3
56		2	51	66	11	1	11	3	
57			37	90	15	5	23	6	10
58		1	60	94	17	3	10	6	
59		2	33	94	26	4	18	13	
60		1	44	78	16	2	8	1	
61		3	36	79	22	1	23		
62		1	32	91	30		13	1	
63			38	78	17	2	10	1	
64			29	66	23	2	17	2	
65			33	90	18		17	1	
66			23	59	24	3	14		
67		1	31	62	23	3	15	3	
68		1	21	72	21	3	5	5	
69			29	67	11	4	10	3	
70			35	73	20	1	11	1	
71			27	81	23	2	13	3	
72			25	71	35	2	6	2	
73			22	50	20	1	10	28	
74			19	55	24	2	6		
75			21	58	19		4		
76			21	61	33	2	11		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			14	55	60	3	6		
78			14	42	27	2	7		
79			12	38	32	2	5		
80			13	32	32	3	6		
81			12	33	28	2	6		
82			12	27	26		9		
83			11	35	27	6	3		
84			13	51	31	4	4		
85			12	48	32	1	169		
86			2	34	26	4			
87			12	42	21				
88			7	33	33	4			
89			11	27	13	1			
90			12	33	28	3			
91			7	23	30	4			
92			6	29	25	4			
93			8	24	18	107			
94			6	30	18				
95		1	5	27	23				
96			3	24	20				
97			6	17	25				
98			10	16	34				
99			4	17	29				
100			5	22	25				
101			3	14	41				
102			3	23	28				
103			4	17	40				
104			3	20	33				
105			4	14	35				
106			5	22	32				
107			3	21	44				
108			8	22	32				
109				23	306				
110			4	14					
111			1	13					
112				16					
113			1	11					
114			2	11					
115			6	11					
116			2	14					
117			1	16					
118			1	19					
119			1	11					
120			4	9					
121			2	19					
122				26					
123			1	11					
124			1	18					
125			3	17					
126			2	14					
127			1	20					
128			1	19					
129			1	30					
130				27					
131			2	29					
132			2	31					
133			1	410					
134		1							
135			3						
136			3						
137			1						
138									
139			3						
140									
141			25						
142									
143									
144									
145									
計	784	2,518	2,572	4,651	1,836	246	485	143	71

適用職員数	13,306人
-------	---------

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		93		
6		6		
7		6		
8		27		
9		117		
10		5		
11		28		
12		32		
13		82		
14		18		
15	1	20		
16		40		
17	1	50		
18		95		
19		40		
20		33		
21		76		
22		116		
23		62		
24		59		
25		87		
26	1	49		
27	1	74		
28		93		
29	2	63		1
30		71		
31		89		1
32	2	79		1
33	2	58		
34		58		7
35		72		2
36	1	65		6
37	1	93		11
38	3	67		11
39	4	56		9
40		64		6
41	2	52		13
42	3	59		14
43	2	86		11
44	2	57		12
45	5	55		7
46	4	67		15
47	3	54		1
48	3	39		1
49		56		4
50	4	60		1
51	4	55		1
52	5	47		3
53	4	51		3
54		52		4
55	3	63		1
56	1	76		4
57	4	47		2
58	1	46		2
59	2	58		5
60		53	1	3
61	2	45	1	20
62	3	58	1	
63	1	51	12	
64	2	54	12	
65	3	50	33	
66	2	48	15	
67	2	73	13	
68	2	67	17	
69	3	63	17	
70		50	7	
71	3	58	7	
72	4	57	23	
73	2	53	8	
74	2	47	18	
75	6	70	8	
76	1	56	11	

職務の級 号給	1	2	3	4
77	2	59	10	
78		59	12	
79	3	50	5	
80	4	50	9	
81	2	63	15	
82	6	60	14	
83	2	62	6	
84	3	47	5	
85	2	41	11	
86	3	46	6	
87	3	75	8	
88		38	5	
89	3	37	4	
90	1	30	6	
91	2	59	5	
92	1	40	3	
93	3	43	26	
94	3	49		
95	2	48		
96	1	33		
97		58		
98	3	69		
99		50		
100		38		
101	2	42		
102	1	43		
103		40		
104		30		
105	1	43		
106	1	26		
107	2	26		
108		36		
109		54		
110	1	45		
111	1	48		
112		56		
113		40		
114		50		
115	1	50		
116		66		
117		31		
118	2	55		
119		102		
120	1	53		
121	2	42		
122	1	37		
123		18		
124		25		
125	1	21		
126		22		
127		16		
128		12		
129	4	17		
130	2	28		
131	1	34		
132		45		
133	1	48		
134	1	41		
135	1	50		
136		47		
137	1	77		
138		41		
139	1	55		
140		69		
141	1	88		
142		39		
143	3	20		
144	1	41		
145	1	138		
146		86		
147	2	143		
148		134		
149	1	98		
150		150		
151		161		
152	1	157		

職務の級 号給	1	2	3	4
153		988		
154	1			
155				
156				
157	1			
158	2			
159	1			
160	2			
161	29			
計	233	9,304	354	182
適用職員数				10,073 人

教育職給料表(二) (中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		403			
18		17			1
19		26			
20		51			
21		507			
22		20			1
23		36			6
24		77			26
25		518			41
26		23			45
27		54			41
28		116			35
29		158			54
30		395			38
31		78			55
32		64			49
33		207			49
34		440			48
35		67			58
36		76			23
37		161			30
38		125			29
39		372			12
40		132			6
41		131			8
42		158			7
43		348			10
44		161			13
45		122			15
46		164			14
47		127			13
48		255			13
49		156			10
50		108			17
51		148			14
52		130			13
53		96			36
54		203			26
55		211			22
56		100			14
57		117			6
58		190			11
59		203			8
60		110			12
61		141	1		106
62		141	1		
63		153			
64		194			
65		124		1	
66		149		1	
67		148		2	
68		202		1	
69		115			
70		141		1	
71		147		1	
72		196		2	
73		107	2	1	
74		121		1	
75		145		4	
76		124	1	9	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77		100	1	9	
78		124		9	
79		198		29	
80		117		97	
81		126	1	68	
82		144		94	
83		173	1	97	
84		122		71	
85		135	1	28	
86		119	1	41	
87		163		77	
88		104		77	
89		114	1	63	
90		129	1	26	
91		108	2	14	
92		111		25	
93		102	6	6	
94		95		6	
95		158		5	
96		103		3	
97		85	1	6	
98		100	2	19	
99		132	2	16	
100		92	1	16	
101		86	4	2	
102		94		2	
103		96	1	5	
104		84	5	7	
105		83	2	84	
106		120			
107		105			
108		83			
109		106	3		
110		161			
111		104			
112		77			
113		104			
114		72			
115		64			
116		84			
117		94			
118		36			
119		57			
120		70			
121		81			
122		63			
123		72			
124		113			
125		75			
126		72			
127		82			
128		115			
129		69			
130		78			
131		190			
132		90			
133		82			
134		49			
135		32			
136		39			
137		43			
138		53			
139		18			
140		20			
141		21			
142		33			
143		78			
144		109			
145		87			
146		85			
147		140			
148		72			
149		215			
150		78			
151		87			
152		94			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
153		135			
154		78			
155		12			
156		8			
157		9			
158		37			
159		119			
160		86			
161		100			
162		142			
163		128			
164		99			
165		1,754			
計		19,685	41	1,026	1,035
適用職員数					21,787 人

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30					
31					
32					
33		1			
34					
35					
36					
37					
38		1			
39					
40					
41					
42					
43					
44		1			
45					
46					
47		1			
48					
49		1			
50		2			
51					
52					
53		1			
54					
55					
56					
57		1			
58		1		1	
59					
60					
61					
62				1	
63					
64					
65					
66					
67					
68		2			
69					
70					
71					
72					
73		2			
74					
75					
76		1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	2	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83		3			
84		1			
85			1		
86			1		
87					
88					
89			1		
90		1	1		
91		1	1		
92		1			
93					
94			2		
95			1		
96					
97			2		
98		1			
99					
100					
101			1		
102					
103					
104		3			
105					
106		1			
107		1			
108		1			
109					
110			1		
111					
112					
113					
114					
115		1			
116		1			
117					
118		1			
119		1			
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		36	12	2	

適用職員数	50人
-------	-----

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5		2				
6						
7						
8						
9		3				
10						
11		1				
12						
13		5				
14						
15						
16						
17		9				1
18		1				
19						
20						
21		5				
22		1				
23		2				
24						
25		5				
26						
27			1			
28		1				
29		9	2			
30		4	2			
31		1	2			
32			2			
33		7			1	
34		6	1			
35		1	1		2	
36		1	2		1	
37		8				
38		3	3		1	
39		1			1	
40		2	1			
41		5				
42		4	2			
43		3				
44		3	2	1	1	
45		6	2			
46		9	2			
47			2			
48		3	1			
49		3	2			
50		6	3			
51		8	4			
52		1	3	1		
53		1	2			
54		2	1			
55				1		
56		5	2	2		
57		2		1		
58		3	3	1		
59		4	3	3		
60		5	4	6		
61			3	3		
62		3	2	1		
63		5	3	8		
64		1	2	7		
65			1	6		
66		3		2		
67		5	2	3		
68		1	1	3		
69		2	3	1		
70		4	2	1		
71		3	2	3		
72			2	1		
73		2	4	2		
74		2	6			
75			6	2		
76			2	3		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77		1		1	2	
78		1	2	1		
79			2	2		
80		1	7	1		
81			5	2		
82		1	5			
83		1	3			
84			5	1		
85			4	1		
86			1			
87		1	2			
88			2			
89			4	1		
90						
91			3			
92		1	4			
93			6			
94			1			
95			5			
96						
97			2			
98			4			
99			2			
100			1			
101			2			
102			2			
103			6			
104			5			
105			2			
106						
107			2			
108		1	1			
109			2			
110						
111			3			
112			2			
113			5			
114						
115						
116						
117		2				
118						
119						
120						
121						
計		192	198	72	9	1

適用職員数	472 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17	1				
18					
19					
20					
21	1	2			2
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	1				
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41		1			
42		1	1		
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49					
50		1			
51			2		
52			3	1	
53					
54				1	
55				1	
56				1	
57					
58			1	1	
59				2	
60					
61				1	
62					
63					
64				1	
65					
66					
67			2		
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74			1		
75					
76			2	1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78				1	
79				1	
80					
81				13	
82					
83					
84			1		
85			1		
86					
87					
88					
89			6		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	3	7	20	25	2

適用職員数	57 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		1						
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13		1						
14								
15								
16								
17		8						
18		1						
19								
20								
21	1	12						
22								
23								
24		2						
25		5						
26		2						
27		1						
28		1			1			
29		5	4					
30		4	3				2	
31			3				5	
32		1	1					
33		8	2				6	
34		2	4		1		3	
35		2	2				5	
36		1	1	1			2	
37		7	4				1	
38		7					2	
39		1	3		1		2	
40		1	3					
41		7	3					
42		4	1		1		1	
43		2	1		1			
44		6	2	1	1		1	
45		2	7			3		
46				1	1	2	1	
47			1			2		
48		2	4			2		
49			1			1	1	
50			2					
51			4			3		
52			1	1		1	1	
53					1	3		
54			2			3		
55				1			1	
56					1	1		
57			1		2			
58			1		2	2		
59			2		2	2		
60					1	4		
61					2	1		
62		1						
63			1		1	1		
64			1			2		
65					1			
66					3			
67			1		1	1		
68					5	1		
69		1			2	1		
70			1		3	2		
71					2	2		
72					1	2		
73				1	2	2		
74					3	1		
75					1	1		
76					1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
77					4	1		
78				1				
79				1	1			
80					3			
81					3			
82					1			
83					1			
84					5			
85								
86					1			
87								
88								
89								
90					1			
91								
92								
93					5			
94								
95								
96								
97								
98								
99				1				
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	1	99	67	9	69	47	34	

適用職員数	326 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		10					
10							
11							
12							
13		11					
14							
15		5					
16							
17		10					
18							
19		6					
20							
21		9					
22		1					
23		8					
24		1					
25		1					
26		2					
27		4					
28		1					
29		3					
30							
31		7	1				
32		3	2				
33		3	1				
34		3	2				
35		2					
36		2	5				
37		5	2				
38		2	2				
39		3	1				
40		1					
41		1	3				
42		2	3				
43		2	2				
44		2	2				
45		1	1			1	
46		2				2	
47		6	1			2	
48			1				
49		3	1		1	3	
50		3				2	
51		2	3		1		
52		3	3		1		
53		2	2			3	
54		1	1				
55			2			2	
56					1		
57			3			2	
58			1		1	2	
59			1		1		
60				2 3			
61			1	1		3	
62			2	3		2	
63			1			1	
64							
65			2	2		1	
66			1	1	1	1	
67			1	1	2	2	
68			2	1	1	2	
69		1			3	3	
70		1	2		1	3	
71		1			1	1	
72				1	1	2	
73			1	1	5	3	
74					2	1	
75			3		5		
76		1	1	3	1	2	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
77					2	1	
78				1	2		
79				1	1		
80				1	1		
81				2			
82			1				
83				2	1	1	
84		1			1		
85			2		2		
86				1		2	
87			1	1			
88				1			
89					3		
90					1		
91			1		2		
92				1	1		
93					20		
94							
95							
96			1				
97							
98		1					
99							
100							
101				1			
102				1			
103							
104				1			
105				1			
106				1			
107							
108							
109				1			
110				1			
111							
112							
113				2			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		139	69	39	66	50	

適用職員数	363 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					
26						
27						
28	1					
29	1					
30	1					
31						
32						
33						
34	3					
35		1				
36		5				
37	4	1		1		1
38	1					
39	1					
40	1					1
41	1					1
42						
43	1	1		1		
44	1	1				1
45						
46	1	2				
47						
48						
49	3					
50	4	1		2		
51		1		1		
52	2					
53					1	
54	4			1	1	
55				1		
56				2		
57						
58	1					
59	2					
60						
61		1	1	1		
62	2					
63	1					
64						
65		1				
66		1				
67						
68				1		
69			1			
70			1	2		
71			1			
72						
73			2	1		
74	1			3		
75				1		
76			1	2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77					1	
78			1	3		
79						
80						
81				1		
82						
83				1		
84				3		
85		1		1	1	
86						
87						
88				1		
89						
90						
91			1			
92			1			
93			1	11		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108		1				
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
153 計	39	18	11	41	4	4

適用職員数	117 人
-------	-------

特定任期付職員給料表

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	1
6	1
7	

適用職員数	2 人
-------	-----

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
	行政職員	警 察 官	教 員	そ の 他		行政職員	警 察 官	教 員	そ の 他	
1 人	7,791	1,313	2,111	4,164	203	3,487	591	1,249	1,576	71
2 人	8,093	1,366	2,472	4,095	160	3,769	654	1,436	1,609	70
3 人	6,104	921	2,534	2,541	108	4,884	752	2,263	1,792	77
4 人	1,762	248	758	733	23	1,597	226	720	631	20
5 人	202	29	73	96	4	192	29	70	89	4
6 人	22	2	5	15	0	18	2	5	11	0
7人以上	3	0	2	1	0	3	0	2	1	0
計	23,977	3,879	7,955	11,645	498	13,950	2,254	5,745	5,709	242

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、42.9%である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,109円（平均扶養親族数は2.11人）である。
 4 この表でいう「行政職員」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「その他」には、特定任期付職員給料表

(平成30年職員給与実態調査)

	うち 扶養親族である 子を有する者				うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職員	警察官	教員	その他	行政職員	警察官	教員	その他	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,879	609	821	2,322	127	425	113	41	266	5
7,904	1,318	2,443	3,985	158	260	62	43	153	2
6,084	917	2,528	2,531	108	156	37	34	84	1
1,762	248	758	733	23	96	25	24	44	3
201	29	72	96	4	34	10	9	15	0
22	2	5	15	0	4	1	0	3	0
3	0	2	1	0	1	0	0	1	0
19,855	3,123	6,629	9,683	420	976	248	151	566	11

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用職員を含む。)

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
受 給 者	12,719	2,084	2,837	7,407	391
手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	17	2	5	9	1
手 当 月 額 11,100 円 以 上 27,000 円 未 満 の 受 給 者	3,770	563	625	2,471	111
手 当 月 額 27,000 円 者 の 受 給 者	8,932	1,519	2,207	4,927	279
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	25,866	25,963	26,289	25,690	25,624

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、22.8%である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成30年職員給与実態調査)

区 分	受 給 者 数				
	行政職員	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,562	5,594	6,025	1,511	432
交通用具のみ使用者	34,807	2,395	3,397	28,238	777
うち加算対象者	393	137	37	208	11
交通機関等と交通用具との併用者	3,689	801	2,491	313	84
うち加算対象者	7	6	0	1	0
計	52,058	8,790	11,913	30,062	1,293
うち加算対象者	400	143	37	209	11
受給者1人当たり平均手当月額	10,027	15,338	14,263	6,605	14,460
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	16,554	17,375	15,453	16,840	20,277
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	6,557	8,419	9,847	5,906	10,099
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	18,769	21,802	17,406	20,215	24,879

(注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.2%である。

2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 127	人 14	人 17	人 2	人 2	人 1					人 1	人 164	円 33,695

第10表 職員の管理職手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局	部長	地方機関 の長	次長 技監	事業監	課長	主幹 地方機関 の課長	地方機関 の主幹			
学 校					校長		教頭 事務長			
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	人 11	人 21	人 85	人 115	人 1,556	人 627	人 117	人 1,598		

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。
 3 学校とは、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校をいう。
 4 () 内は、特例条例による減額前の額である。

第11表 職員の地域手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	支給割合	計	非支給	10.5%	15%	16%	20%
	人 員 (構成比)	人	55,836 (100%)	人 11 (0.0%)	人 55,733 (99.8%)	人 3 (0.0%)	人 57 (0.1%)
平均手当月額	円	37,965	円 0	円 37,891	円 62,355	円 99,336	円 70,172

- (注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成30年職員給与実態調査)

給料表	職務の級 計	級別										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
行政職給料表	147	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	118		2	34	33	48	1					
教育職給料表(一)	293	23	270									
教育職給料表(二)	210		208		2							
研究職給料表	3		3									
医療職給料表(二)	14			10	4							
医療職給料表(三)	5				5							
福祉職給料表	1			1								
給料表計	791											
60歳	380											
61歳	323											
62歳	44											
63歳	30											
64歳	14											

(注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成30年職員給与実態調査)

給料表	職務の級 計	級別										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
行政職給料表	420	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職給料表(一)	825	40	785									
教育職給料表(二)	1,576		1,576									
研究職給料表	11		11									
医療職給料表(二)	13			13								
医療職給料表(三)	4			4								
福祉職給料表	12		12									
給料表計	2,861											
60歳	442											
61歳	568											
62歳	701											
63歳	650											
64歳	500											

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

区 分	平成29年4月	平成28年4月	平成27年4月
ラスパイレス指数	101.5	100.9	100.9

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査（総務省）による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

2 民間給与関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成30年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
3,999事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により層化し、これらの層から555事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

初任給関係1,796人（行政職に相当する調査実人員1,664人）、初任給関係以外の調査職種24,806人（行政職に相当する調査実人員23,326人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、288,071人であり、行政職に相当するものは、259,973人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	36	9	5	7	13	2	
製造業	196	42	37	23	66	28	
電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業	86	12	18	17	31	8	
卸売業，小売業	38	7	3	7	20	1	
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	30	10	6	5	7	2	
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	90	15	7	15	40	13	
産業計	476	95	76	74	177	54	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が79所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業
 (他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	206,936	209,999	201,561	196,831
		短大卒	175,867	175,206	178,095	x
		高校卒	168,241	167,781	169,826	163,081
	新卒事務員	大学卒	207,478	210,222	201,914	196,301
		短大卒	174,106	172,887	177,710	x
		高校卒	166,445	166,096	166,903	※ 164,667
	新卒技術者	大学卒	205,664	209,407	200,721	197,282
		短大卒	182,923	183,718	179,944	—
		高校卒	169,112	168,366	171,971	※ 162,563
その他	新卒高等学校教諭	大学卒	x	—	x	—
	新卒研究員	大学卒	x	x	—	—
	準新卒医師	大学卒	※ 500,000	※ 500,000	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	257,410	257,410	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	x	x	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	227,981	222,382	240,573	—
	準新卒准看護師	養成所卒	182,038	—	182,038	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にもみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。
- 4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。
- 5 「x」は、調査実人員1人の場合である。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	43	52.4	803,300	1,957	801,343	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	23	53.5	744,143	2,863	741,280	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	836	52.5	654,617	827	653,790	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	406	53.4	711,629	1,141	710,488	
事務部次長	444	51.0	637,582	3,147	634,435	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	382	51.7	693,319	305	693,014	中間職(部長-課長間)
事務課長	1,860	49.1	574,436	5,305	569,131	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,370	50.7	607,000	3,369	603,631	
事務課長代理	450	48.3	540,813	33,031	507,782	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
技術課長代理	449	48.6	554,530	61,485	493,045	課長に直属し部下4人以上を有する者職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事務係長	1,850	44.1	465,307	67,508	397,799	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,660	43.9	523,135	85,812	437,323	
事務主任	1,469	40.5	413,195	64,030	349,165	係長等のいる事業所における主任係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	1,563	39.7	441,584	74,062	367,522	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
事務係員	5,956	36.5	320,274	38,802	281,472	中間職(係長-係員間)
技術係員	4,565	33.8	363,514	67,931	295,583	

(注) 基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間に位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間に位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	40	52.0	800,483	2,110	798,373	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	20	54.1	758,901	3,251	755,650	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	565	52.5	705,385	351	705,034	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	320	53.7	755,288	805	754,483	
	事 務 部 次 長	338	50.9	680,911	2,761	678,150	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	技 術 部 次 長	347	51.7	713,508	169	713,339	中間職（部長-課長間）
	事 務 課 長	1,380	49.0	606,208	5,214	600,994	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	1,123	51.2	625,801	2,382	623,419	
	事 務 課 長 代 理	296	49.2	578,052	29,495	548,557	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	399	48.9	562,393	60,525	501,868	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	1,258	44.2	486,260	72,921	413,339	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,268	44.3	544,053	89,178	454,875	
	事 務 主 任	944	40.6	445,152	74,549	370,603	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	1,193	40.3	458,972	75,509	383,463	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	事 務 係 員	3,818	36.4	334,764	43,975	290,789	
技 術 係 員	3,245	33.4	371,459	70,787	300,672		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	3	56.8	839,408	0	839,408	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	3	49.5	650,021	390	649,631	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	244	52.7	570,463	639	569,824	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	80	52.8	568,045	2,409	565,636	
事 務 部 次 長	101	51.5	504,570	1,667	502,903	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技 術 部 次 長	34	51.4	519,744	1,514	518,230	中間職(部長-課長間)
事 務 課 長	441	49.3	478,651	5,178	473,473	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技 術 課 長	224	48.1	490,414	9,671	480,743	
事 務 課 長 代 理	148	46.3	453,435	38,794	414,641	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技 術 課 長 代 理	40	43.4	456,948	79,950	376,998	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事 務 係 長	524	44.0	421,845	56,239	365,606	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	340	42.4	441,916	73,271	368,645	
事 務 主 任	441	40.1	356,056	44,459	311,597	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技 術 主 任	274	38.0	389,187	74,917	314,270	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事 務 係 員	1,801	36.9	295,041	29,064	265,977	
技 術 係 員	1,102	35.1	343,261	60,424	282,837	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	27	50.0	503,121	9,177	493,944	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	6	50.5	514,409	960	513,449	
	事 務 部 次 長	5	52.0	473,107	43,634	429,473	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	技 術 部 次 長	1	x	x	x	x	中間職（部長-課長間）
	事 務 課 長	39	49.0	456,392	9,292	447,100	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	23	45.3	431,422	11,143	420,279	
	事 務 課 長 代 理	6	44.8	520,915	75,965	444,950	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	10	48.8	448,705	49,104	399,601	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	68	43.2	395,252	49,678	345,574	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	52	41.8	400,971	62,519	338,452	
	事 務 主 任	84	41.7	349,513	46,322	303,191	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	96	36.0	330,095	51,179	278,916	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	事 務 係 員	337	36.3	272,605	25,543	247,062	
技 術 係 員	218	34.5	305,868	48,261	257,607		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	3	45.9	259,084	739	258,345	
	自家用乗用 自動車運転手	12	45.8	414,512	83,462	331,050	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	9	58.0	274,605	5,181	269,424	
	用 務 員	1	x	x	x	x	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	—	—	—	—	—	
	一等航海士・ 一等機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・ 二等機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・ 三等機関士	—	—	—	—	—	
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
	甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
	甲板員・機関員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	27	62.1	910,346	2,188	908,158	
	大 学 教 授	97	58.0	764,410	4,370	760,040	
	大 学 准 教 授	81	45.8	593,551	4,674	588,877	
	大 学 講 師	24	40.9	512,451	180	512,271	
	大 学 助 教	7	39.1	429,100	7,295	421,805	
	高等学校校長	6	59.2	716,921	9,065	707,856	
	高等学校教頭	11	56.2	677,390	7,308	670,082	
	高等学校教諭	163	43.3	514,376	6,561	507,815	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	2	44.0	540,862	0	540,862	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	3	44.5	481,985	80,165	401,820	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研 究 員	11	50.3	486,727	0	486,727	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	14	41.4	381,061	28,349	352,712	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	63.8	1,879,466	45,000	1,834,466	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	14	61.6	1,546,476	28,602	1,517,874	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	26	51.9	1,375,857	52,976	1,322,881	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	53	42.8	1,051,001	99,145	951,856	
	歯 科 医 師	2	62.6	913,713	0	913,713	
	薬 局 長	7	52.2	569,527	7,738	561,789	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	47	35.1	366,164	23,407	342,757	
	診療放射線技師	53	40.6	386,553	17,256	369,297	
	臨床検査技師	55	38.7	348,462	17,409	331,053	
	栄 養 士	37	35.4	294,341	13,729	280,612	
	理学療法士	112	33.0	305,107	9,286	295,821	
	作業療法士	85	30.7	284,082	7,629	276,453	
	総看護師長	6	56.0	588,779	13,713	575,066	部下に看護師長5人以上
	看護師長	93	47.6	461,464	32,832	428,632	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護 師	292	35.8	351,875	40,845	311,030	
准看護 師	124	41.1	298,606	33,781	264,825		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その3 再雇用者

企業規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長・工場長	1	x	円 x	円 x	円 x	その1の1企業規模計の備考欄参照
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術部長	51	63.3	563,831	7,677	556,154	
60歳男性	11	—	628,477	18,909	609,568	
事務・技術部次長	6	63.2	458,323	0	458,323	
60歳男性	2	—	650,284	0	650,284	
事務・技術課長	22	63.2	380,601	4,439	376,162	
60歳男性	4	—	405,582	23,105	382,477	
事務・技術課長代理	15	63.4	396,882	41,055	355,827	
60歳男性	2	—	351,607	33,950	317,657	
事務・技術係長	41	62.3	305,919	12,733	293,186	
60歳男性	9	—	307,121	35,212	271,909	
事務・技術主任	4	61.1	309,441	19,075	290,366	
60歳男性	2	—	297,878	31,401	266,477	
事務・技術係員	834	62.7	275,948	15,703	260,245	
60歳男性	166	—	286,331	17,780	268,551	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

（平成30年職種別民間給与実態調査）

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		(A)-(B)
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	66	52.7	782,711	2,272	780,439
大 学 卒	57	53.2	800,745	2,607	798,138
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	8	50.2	685,194	0	685,194
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,242	52.8	673,063	929	672,134
大 学 卒	996	52.6	695,722	764	694,958
短 大 卒	52	52.6	629,857	1,089	628,768
高 校 卒	186	53.6	580,446	1,308	579,138
中 学 卒	8	51.1	491,179	8,462	482,717
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	826	51.3	664,892	1,755	663,137
大 学 卒	682	51.3	682,638	1,673	680,965
短 大 卒	24	50.8	598,287	53	598,234
高 校 卒	115	52.0	583,102	2,595	580,507
中 学 卒	5	47.9	479,507	0	479,507
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	3,230	49.9	590,381	4,357	586,024
大 学 卒	2,367	49.6	604,511	3,831	600,680
短 大 卒	164	49.4	538,688	5,480	533,208
高 校 卒	678	51.1	548,212	5,939	542,273
中 学 卒	21	53.0	566,140	8,766	557,374

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
事務課長代理・技術課長代理	899	48.5	549,861	51,799	498,062
大 学 卒	601	47.5	556,264	55,851	500,413
短 大 卒	54	47.3	521,481	73,090	448,391
高 校 卒	236	51.1	541,721	38,597	503,124
中 学 卒	8	51.1	474,501	19,526	454,975
事務係長・技術係長	3,510	44.0	497,504	77,699	419,805
大 学 卒	2,417	42.8	505,843	81,217	424,626
短 大 卒	254	46.9	459,013	66,051	392,962
高 校 卒	812	47.4	478,792	67,954	410,838
中 学 卒	27	48.5	491,515	93,052	398,463
事務主任・技術主任	3,032	40.0	430,130	70,015	360,115
大 学 卒	2,073	38.8	439,704	73,306	366,398
短 大 卒	259	43.7	392,549	47,711	344,838
高 校 卒	664	42.8	405,774	64,675	341,099
中 学 卒	36	48.1	508,985	111,719	397,266
事務係員・技術係員	10,521	35.2	341,698	53,234	288,464
大 学 卒	6,521	32.8	351,475	59,204	292,271
短 大 卒	1,261	39.3	328,009	39,799	288,210
高 校 卒	2,645	39.1	321,949	43,756	278,193
中 学 卒	94	44.6	336,459	52,036	284,423

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		(A)-(B)
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	60	52.7	786,669	2,489	784,180
大 学 卒	51	53.2	807,548	2,900	804,648
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	8	50.2	685,194	0	685,194
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	885	52.9	723,550	516	723,034
大 学 卒	766	52.8	734,561	462	734,099
短 大 卒	31	52.2	666,642	1,452	665,190
高 校 卒	88	54.1	643,638	683	642,955
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	685	51.3	698,250	1,383	696,867
大 学 卒	593	51.1	704,880	1,553	703,327
短 大 卒	20	51.9	623,006	64	622,942
高 校 卒	71	52.8	662,705	291	662,414
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,503	50.2	616,481	3,729	612,752
大 学 卒	1,897	49.8	625,653	3,728	621,925
短 大 卒	111	49.5	569,349	4,814	564,535
高 校 卒	480	51.8	586,071	3,533	582,538
中 学 卒	15	53.8	591,614	2,934	588,680

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	695	49.0	566,747	51,897	514,850
大 学 卒	462	47.9	567,782	56,746	511,036
短 大 卒	41	47.3	547,070	81,719	465,351
高 校 卒	189	52.0	567,760	34,817	532,943
中 学 卒	3	52.5	577,172	16,386	560,786
事務係長・技術係長	2,526	44.3	520,577	82,574	438,003
大 学 卒	1,793	42.9	524,058	84,800	439,258
短 大 卒	173	47.5	477,705	71,335	406,370
高 校 卒	548	48.8	517,371	75,502	441,869
中 学 卒	12	51.0	613,801	142,167	471,634
事務主任・技術主任	2,137	40.4	454,082	75,169	378,913
大 学 卒	1,501	39.1	459,225	78,060	381,165
短 大 卒	180	44.1	408,624	49,088	359,536
高 校 卒	428	44.5	444,916	70,012	374,904
中 学 卒	28	49.0	560,772	140,132	420,640
事務係員・技術係員	7,063	34.8	354,304	58,252	296,052
大 学 卒	4,534	32.3	359,771	63,505	296,266
短 大 卒	849	39.9	339,110	43,103	296,007
高 校 卒	1,622	39.7	344,569	49,612	294,957
中 学 卒	58	45.1	373,677	66,761	306,916

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		(A)-(B)
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	6	53.1	744,714	195	744,519
大 学 卒	6	53.1	744,714	195	744,519
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	324	52.7	569,877	1,068	568,809
大 学 卒	216	52.2	580,088	724	579,364
短 大 卒	20	52.9	592,582	708	591,874
高 校 卒	84	53.9	543,324	2,021	541,303
中 学 卒	4	53.0	511,170	0	511,170
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	135	51.5	509,124	1,621	507,503
大 学 卒	85	52.3	531,820	1,292	530,528
短 大 卒	4	45.7	481,727	0	481,727
高 校 卒	42	50.8	476,992	2,424	474,568
中 学 卒	4	48.5	448,764	0	448,764
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	665	48.9	482,633	6,699	475,934
大 学 卒	433	48.6	495,532	3,934	491,598
短 大 卒	52	49.1	470,589	7,159	463,430
高 校 卒	175	49.5	458,343	11,678	446,665
中 学 卒	5	48.2	436,776	49,204	387,572

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	188	45.5	454,418	50,311	404,107
大 学 卒	125	44.8	490,694	48,608	442,086
短 大 卒	13	47.4	401,057	32,483	368,574
高 校 卒	45	46.1	397,888	60,596	337,292
中 学 卒	5	49.8	374,892	22,571	352,321
事務係長・技術係長	864	43.3	430,777	63,819	366,958
大 学 卒	558	42.2	440,839	68,875	371,964
短 大 卒	78	45.8	417,936	53,807	364,129
高 校 卒	215	44.9	409,595	54,136	355,459
中 学 卒	13	47.6	439,954	70,582	369,372
事務主任・技術主任	715	39.2	370,287	57,542	312,745
大 学 卒	469	37.7	376,643	57,997	318,646
短 大 卒	70	42.4	351,986	42,773	309,213
高 校 卒	169	41.3	361,688	62,300	299,388
中 学 卒	7	46.7	361,922	33,001	328,921
事務係員・技術係員	2,903	36.2	314,139	41,484	272,655
大 学 卒	1,694	34.5	331,027	48,448	282,579
短 大 卒	368	37.5	296,271	30,994	265,277
高 校 卒	812	38.5	291,049	33,211	257,838
中 学 卒	29	43.2	273,563	25,580	247,983

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		(A)-(B)
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
大 学 卒	—	—	—	—	—
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	33	50.1	505,130	7,715	497,415
大 学 卒	14	50.0	528,347	13,065	515,282
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	14	50.0	491,734	452	491,282
中 学 卒	4	49.3	473,394	15,990	457,404
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	6	53.0	482,995	36,925	446,070
大 学 卒	4	53.9	513,634	21,347	492,287
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	2	51.1	419,905	69,003	350,902
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	62	47.6	447,172	9,975	437,197
大 学 卒	37	46.9	457,504	8,550	448,954
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	23	48.5	435,214	12,951	422,263
中 学 卒	1	x	x	x	x

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	16	47.3	476,136	59,308	416,828
大 学 卒	14	47.5	483,269	63,033	420,236
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	2	46.0	425,750	33,000	392,750
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	120	42.6	397,698	55,170	342,528
大 学 卒	66	41.8	412,036	59,283	352,753
短 大 卒	3	40.5	362,886	52,836	310,050
高 校 卒	49	43.5	383,301	50,449	332,852
中 学 卒	2	45.3	336,988	41,389	295,599
事務主任・技術主任	180	38.5	338,807	49,000	289,807
大 学 卒	103	38.3	355,487	52,612	302,875
短 大 卒	9	45.4	354,113	53,730	300,383
高 校 卒	67	38.1	312,582	43,602	268,980
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係員・技術係員	555	35.5	286,731	35,191	251,540
大 学 卒	293	33.7	301,581	34,157	267,424
短 大 卒	44	39.9	310,044	29,550	280,494
高 校 卒	211	36.9	260,110	37,992	222,118
中 学 卒	7	46.1	272,698	33,742	238,956

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第18表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 70.0	% (48.6)	% (50.7)	% (0.7)	% 30.0
	500人以上	88.7	(60.0)	(38.9)	(1.1)	11.3
	100人以上 500人未満	61.5	(31.3)	(68.7)	—	38.5
	50人以上 100人未満	27.4	(20.0)	(80.0)	—	72.6
高校卒	規模計	43.7	(48.8)	(50.1)	(1.1)	56.3
	500人以上	53.4	(65.0)	(33.1)	(1.9)	46.6
	100人以上 500人未満	39.1	(27.9)	(72.1)	—	60.9
	50人以上 100人未満	21.9	(8.3)	(91.7)	—	78.1

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	% 93.4	% 37.3	% 78.1	% 46.3	% 6.6
	500人以上	96.2	37.2	83.3	53.8	3.8
	100人以上 500人未満	91.5	35.8	72.5	42.7	8.5
	50人以上 100人未満	89.5	41.8	76.7	31.1	10.5
課長級	規模計	78.3	27.6	65.7	35.8	21.7
	500人以上	73.8	24.2	64.0	38.3	26.2
	100人以上 500人未満	82.6	29.3	66.1	35.9	17.4
	50人以上 100人未満	81.2	34.0	70.2	27.1	18.8

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度 がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行っ ていない)
		81.2%	(85.1%)	[12.6%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

(注) 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(平成30年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,463円
配 偶 者 と 子 1 人	20,319円
配 偶 者 と 子 2 人	27,906円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	47.6%
支 給 し な い	52.4%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規 模 計	54.2	45.8	48.1	51.9	46.0	54.0
	500人以上	50.9	49.1	40.1	59.9	37.8	62.2
	100人以上500人未満	59.6	40.4	58.2	41.8	56.1	43.9
	50人以上100人未満	51.5	48.5	50.2	49.8	49.5	50.5

第23表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民 間 従 業 員					
	企業規模500人以上			企業規模100人以上 500人未満		
10級	支 店 長 工 場 長 部 次 長	課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
9級						
8級	課 長 代 理	課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
7級						
6級	課 長 代 理	課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
5級						
4級	係 長	課 長 代 理	支 店 長 工 場 長 部 次 長			
3級	主 任	係 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
2級	係 員	係 員	主 任	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
1級						

3 生計費関係

平成30年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の勤労単身世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）に消費者物価、消費水準の変動分を加えて算出した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、家計調査（名古屋市・勤労者世帯）における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成30年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,680	42,670	53,000	63,320	73,650
住居関係費	42,100	46,140	41,490	36,840	32,180
被服・履物費	2,660	9,280	10,660	12,040	13,430
雑費Ⅰ	31,500	28,450	52,770	77,100	101,420
雑費Ⅱ	8,780	20,080	24,870	29,660	34,450
計	111,720	146,620	182,790	218,960	255,130

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.513	0.638	0.762	0.886
住居関係費	0.974	0.876	0.778	0.679
被服・履物費	0.601	0.690	0.780	0.869
雑費Ⅰ	0.209	0.388	0.567	0.745
雑費Ⅱ	0.299	0.371	0.442	0.514

4 労働経済関係

第25表 労働経済指標

その1 全国集計

項目 年月	①	②	③	④	⑤				⑥			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季節調整値)	完全失 業率 (季節調整値)	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)			
	前 期 比 (%)	前年同月 比 (%)	(倍)	(%)	一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者	
				(千円)	前年同月 比 (%)	(千円)	前年同月 比 (%)	(千円)	前年同月 比 (%)	(千円)	前年同月 比 (%)	
平成29年4月		1.6	1.47	2.8	295.0	0.3	357.5	0.1	268.9	0.6	324.2	0.3
5月	0.5	1.8	1.49	3.0	289.1	0.5	349.8	0.3	264.8	0.7	319.0	0.4
6月		1.5	1.50	2.8	291.5	0.4	352.8	0.2	267.3	0.7	321.9	0.4
7月		1.7	1.51	2.8	291.3	0.4	353.3	0.3	267.1	0.6	322.4	0.5
8月	0.6	1.4	1.52	2.8	289.3	0.4	351.0	0.2	265.3	0.4	320.3	0.2
9月		1.7	1.53	2.8	291.1	0.7	352.9	0.4	267.1	0.8	322.3	0.5
10月		1.8	1.55	2.8	291.6	0.2	354.5	0.3	266.6	0.4	322.5	0.4
11月	0.2	1.8	1.56	2.7	291.8	0.4	354.6	0.3	266.0	0.4	321.6	0.3
12月		1.5	1.59	2.7	291.9	0.4	355.2	0.3	266.0	0.5	322.1	0.3
平成30年1月		1.4	1.59	2.4	290.0	0.7	353.0	0.5	265.6	0.8	321.9	0.7
2月	△0.2	1.6	1.58	2.5	290.0	0.2	353.7	0.1	265.3	0.4	322.0	0.5
3月		1.5	1.59	2.5	293.8	0.8	357.5	0.9	268.4	0.9	325.1	1.0
4月		1.2	1.59	2.5	296.6	0.6	359.3	0.5	270.7	0.7	326.3	0.7
5月	(p)0.7	1.3	1.60	2.2	292.7	1.2	353.4	1.1	268.3	1.3	322.4	1.1
6月		1.3	1.62	2.4	295.6	1.4	355.4	0.7	270.7	1.3	323.9	0.6
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省							

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は平成27年基準である。
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者物価指数 (総合)	⑫ 国内企業物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	
26.1	△0.6	33.3	△0.8	153.1	13.2	329.9	△2.4	△2.9	0.4	2.1		
24.2	△1.0	30.8	△1.0	144.7	12.3	315.2	2.8	2.3	0.4	2.1		
24.2	△1.6	30.9	△1.6	154.2	12.3	296.7	7.2	6.7	0.4	2.2		
24.2	△1.3	30.9	△1.3	150.5	12.4	308.8	2.1	1.5	0.4	2.5		
24.1	0.2	30.7	0.2	144.5	12.0	301.6	0.0	△0.8	0.7	2.9		
24.0	△0.5	30.7	△0.6	148.4	12.5	295.2	△0.4	△1.3	0.7	3.0		
25.0	△1.5	32.0	△1.1	149.7	12.8	313.7	2.6	2.3	0.2	3.5		
25.8	0.6	33.0	0.7	150.9	13.1	301.2	2.4	1.7	0.6	3.5		
25.9	0.1	33.1	0.4	148.9	13.2	352.1	0.8	△0.5	1.0	3.0		
24.3	△1.4	31.1	△1.4	139.0	12.0	317.7	3.4	1.7	1.4	2.7		
24.7	△2.1	31.7	△2.2	143.1	12.4	289.2	△3.0	△4.7	1.5	2.6		
25.4	0.1	32.5	0.3	147.6	12.9	335.0	△0.6	△1.9	1.1	2.1		
25.9	△0.8	33.1	△0.8	150.9	13.0	335.0	1.5	0.7	0.6	2.1		
24.4	0.8	31.0	0.6	146.6	12.4	312.4	△0.9	△1.7	0.7	2.7		
24.9	2.9	31.6	2.3	153.0	12.4	292.0	△1.6	△2.4	0.7	2.8		
働 省						総 務 省				日本銀行		

その2 愛知県集計

年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きま つて支 給する 給与 (調査産業計)		⑤ 所定内 給与 (調査産業計)	
	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
平成29年4月	0.8	1.81	2.7	311.7	0.9	278.0	1.5
5月	1.2	1.83		305.8	0.3	273.6	0.7
6月	0.0	1.84		309.9	0.4	276.4	0.8
7月	0.0	1.84	2.3	308.4	△1.0	275.3	△0.7
8月	△0.3	1.84		303.1	△0.9	271.0	△0.8
9月	0.3	1.84		308.4	0.7	275.3	1.0
10月	0.1	1.86	2.0	306.7	△0.4	272.7	△0.6
11月	0.5	1.87		307.6	△0.5	272.9	△0.8
12月	△0.2	1.88		307.0	△1.4	272.0	△1.6
平成30年1月	1.1	1.91	1.7	303.4	△0.3	270.6	△0.8
2月	0.9	1.89		306.5	0.0	272.8	0.1
3月	0.6	1.93		311.6	△0.2	276.4	△0.5
4月	0.6	1.95	1.6	312.9	0.4	279.2	0.4
5月	0.5	1.98		306.6	0.2	274.2	0.2
6月	0.7	2.00		313.0	1.0	279.4	1.1
資料出所	愛知県民 文化部統計課	愛知労働局	愛 知 県 民 文 化				

(注) 1 ①、④、⑤、⑨、⑩は、平成27年基準である。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者 物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
33.7	156.8	16.6	356.2	3.8	0.0
32.2	146.5	15.9	312.3	△1.3	0.1
33.4	158.0	16.2	267.4	△12.0	0.1
33.1	155.1	16.1	291.9	△1.6	0.2
32.1	143.2	14.8	274.5	△3.9	0.3
33.1	151.8	16.2	266.6	△6.7	0.5
34.0	152.4	16.1	306.1	6.0	△0.1
34.8	155.2	16.5	314.7	△4.2	0.5
35.0	151.6	16.5	343.1	△12.4	0.9
32.8	142.5	15.6	297.8	△2.0	1.3
33.7	148.3	16.7	252.3	△17.6	1.3
35.1	153.7	17.2	282.6	△35.0	0.9
33.7	154.9	16.4	318.5	△10.6	0.7
32.4	148.1	15.6	282.6	△9.5	0.8
33.6	157.3	16.7	261.1	△2.4	0.8
部 統 計 課			総 務 省		